

大阪府高等学校芸術文化連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、大阪府高等学校芸術文化連盟と称する。

(目 的)

第2条 本連盟は、府内の高等学校（学校教育法における高等学校及び高等学校に準ずる学校）の生徒の芸術文化活動の健全な発展及び本府における芸術文化の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 高等学校の生徒の芸術文化活動の充実を図る事業
 - 1 全国高等学校総合文化祭・近畿高等学校総合文化祭・大阪府高等学校芸術文化祭等の文化行事の開催並びに当該事業への生徒の派遣
 - 2 芸術文化に関する講習会、鑑賞会等の開催
 - 3 芸術文化活動に関する調査研究
 - 4 芸術文化活動の国際交流
- 2) 小・中・高等学校の児童・生徒が一体となって参加できる芸術文化活動を推進する事業
- 3) 高等学校の生徒の芸術文化活動を通じて、地域社会との交流を深める事業
- 4) その他本連盟の目的を達成するための事業

(組 織)

第4条 本連盟は、府内の高等学校をもって組織する。

2 本連盟は、全国高等学校文化連盟に加盟する。

(専門部会)

第5条 本連盟に、芸術文化に関する分野別の専門部会を置く。その規定は別に定める。

(委員会)

第6条 本連盟に、必要に応じて各種委員会を置くことができる。

第2章 役 員 等

第7条 本連盟に、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 3名 理事 若干名 監事 2名

第8条 本連盟に、顧問及び、参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。

(役員の選出等)

第9条 役員を選出は次の方法による。

- 1) 会長候補の選出については指名委員会を置く。指名委員は 会長、副会長とする。
- 2) 会長及び副会長は、会員校を代表する者（国公立学校においては校長とし、学校法人においては理事または、校長とする。（以下「代表者」という。）の中から総会において選出する。
- 3) 理事は、事務局長、各専門部会部会長（以下「部会長」という。）及び各専門部会副部会長（以下「副部会長」という。）をもって充てる。
- 4) 監事は、会員校の代表者の中から総会において選出する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1) 会長は、本連盟を代表し、その業務を総理する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3) 理事のうち事務局長は、事務局を統轄し、部会長は、専門部会の業務を統轄し専門部会を代表する。また、副部会長は、部会長を補佐する。
- 4) 監事は、本連盟の会計を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは、必要により補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会 議

第12条 本連盟の会議は、総会、理事会、専門部会及び各種委員会とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、役員及び加盟校の代表をもって構成する。

(総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 総会は、毎年度当初に招集する。また、会長は、構成員の5分の1以上からの要請があれば、総会を招集しなければならない。

(総会の議事)

第15条 総会は、本連盟の運営に係る基本的事項を審議し、決定する。

2 総会の議長は、会長をもって充てる。

3 総会は、構成員の5分の1以上の出席がなければ開くことができない。なお、委任状の提出をもって出席に代えることができる。

4 総会における議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の構成)

第16条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第17条 理事会は、会長が必要と認めるとき招集する。

(理事会の議事)

第18条 理事会は、本連盟の企画、運営並びに事業の実施に係る事項を審議し、決定する。

2 理事会の議長は、会長をもって充てる。

3 理事会は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 事 務 局

第19条 本連盟の事務を処理するため、大阪府内高校に本部事務局を置く。

2 事務局長は会長が委嘱する。

3 本部事務局は、事務局長及び部会事務局担当者で構成し、連盟の事務を処理する。

第5章 会 計

(経 費)

第20条 本連盟の経費は、加盟校の分担金、負担金、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 加盟校の分担金は、別表1のとおりとする。

(会計年度)

第21条 本連盟の会計年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(予算・決算)

第22条 本連盟の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、会計年度終了後、監事の監査を経て、次の総会で承認を得なければならない。

第6章 補 則

(賛助会員)

第23条 本連盟には、理事会の議を経て賛助会員を置くことができる。

(規約の改正)

第24条 本規約の改正は、理事会で審議し、総会の議決によらなければならない。

付 則

この規約は、昭和62年5月26日から施行する。

付 則 (平成2年度一部改正)

この規約は、平成2年5月11日から施行する。

付 則 (平成4年度一部改正)

この規約は、平成4年5月13日から施行する。

付 則 (平成6年度一部改正)

この規約は、平成6年5月27日から施行する。

付 則 (平成7年度一部改正)

この規約は、平成7年6月2日から施行する。

付 則 (平成12年度一部改正)

この規約は、平成12年6月16日から施行する。

付 則 (平成15年度一部改正)

この規約は、平成15年12月12日から施行する。

付 則 (平成17年度一部改正)

この規約は、平成17年6月3日から施行する。

付 則 (平成24年度一部改正)

この規約は、平成24年6月6日から施行する。

付 則 (平成25年度一部改正)

この規約は、平成25年6月5日から施行する。

付 則 (平成30年度一部改正)

この規約は、平成30年6月6日から施行する。

付 則 (平成31年(令和元年)度一部改正)

この規約は、令和元年6月5日から施行する。

別表1 分 担 金

全日制課程の高等学校	在籍する生徒数(5月1日現在の数)を基礎数とし、 第1学年の在籍数に <u>百二十円</u> を乗じた額、及び、 第2学年・第3学年の在籍数に <u>七十円</u> を乗じた額の合計とする。
------------	---

- 備考
- 1) 高等部を有する特別支援学校、及び、通信制の課程、定時制の課程(夜間)の高等学校は、加盟校とするが、分担金は徴収しない。
 - 2) 多部制単位制の高等学校は、夜間を主とした部に在籍する生徒を除いた在籍生徒数(5月1日現在)を基礎数とする。
 - 3) 大阪市立、及び、私立の高等学校は、分担金をそれぞれが構成する大阪市立高等学校文化連盟、及び、大阪私立中学校高等学校芸術文化連盟に納入するものとする。また、それぞれの(芸術)文化連盟が本連盟に納入すべき額は、理事会において決定する。
 - 4) その他詳細については、事務取扱要領に定める。